

定額減税と給与の源泉徴収事務への影響

昨年12月22日に閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱」には、1人あたり4万円の定額減税が盛り込まれています。サラリーマンは、今年6月以降の給与の源泉徴収から影響します。

定額減税とは

物価高による国民の負担を緩和し、デフレに後戻りさせないための措置の一環として、所得税と個人住民税の定額減税が実施されます。具体的には、合計所得金額1,805万円以下（給与の年収2,000万円以下に相当*）の納税者本人と、日本に住む扶養家族（同一生計配偶者＋扶養親族）を対象に、次の金額が特別控除の額として、減税の対象となります。

対象者 1人につき	所得税	個人住民税
	3万円	1万円

例えば、扶養家族が2人いる場合には、（3万円＋1万円）×3人（本人＋扶養家族2人）＝12万円が、所得税と個人住民税をあわせた特別控除の額となります。

定額減税の実施時期等

令和6年度税制改正の大綱等に示されている実施時期等は、次のとおりです。

(1) 所得税

	実施時期等
給与 所得者	- 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等（賞与含む）から順次実施 6月1日より後の入社、異動等により特別控除の額に変動が生じた場合は年末調整で調整 - 令和6年分の年末調整時に、最終調整
公的 年金 受給者	- 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける公的年金等から順次実施 - 異動等により特別控除の額に変動が生じた場合は確定申告で調整

事業 所得者 等	- 令和6年の第1期分予定納税額（7月）から実施（本人分のみ控除） - 控除しきれない部分は第2期分で実施 - 扶養家族分に係る特別控除の額は、予定納税額の減額承認申請を行うことで実施可 - 予定納税がない場合は確定申告時に控除
----------------	--

(2) 個人住民税

個人住民税は、地方公共団体が算定を行い、定額減税が反映された令和6年度分の納税額が通知等されます。基本的には、これに基づいて納付を行います。なお、対象となる同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）に係る定額減税の実施時期は、上記とは異なり令和7年度分での実施予定とされています。

給与に係る源泉徴収事務への影響

(1) 所得税

6月1日において主たる給与等の支払を受ける者が対象です。また、6月1日以後最初の給与等の支払日までに提出された、扶養控除等申告書等の記載情報に基づき特別控除の額を計算します。6月以降の源泉徴収、特に賞与支払時の控除もれにご注意ください。

(2) 個人住民税

定額減税が適用される令和6年度の特別徴収は、例年の6月ではなく1ヶ月遅い7月から翌年5月までの11回の徴収となります。特別徴収税額の通知が届き次第、準備しましょう。

(※) 収入が給与のみの場合（所得金額調整控除適用者は2,015万円以下に相当）

参考：財務省「令和6年度税制改正の大綱」、「令和6年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について（令和6年1月19日）」

自販機やATMの設置場所の 帳簿記載が不要に

消費税の仕入税額控除を適用するには、原則、インボイスと帳簿の両方の保存が必要ですが、帳簿のみの保存で問題がない場合があります。その際の帳簿の記載事項について、一部見直しが令和6年度税制改正の大綱で示されています。この中から、自動販売機特例についてご案内します。

自動販売機特例とは

自動販売機又は自動サービス機により行われる取引について、税込価額が3万円未満である場合には、支払側（買手）は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で、仕入税額控除の適用を受けることができます。これを「自動販売機特例」といいます。

【自動販売機特例の対象取引例】

- 自動販売機による飲食料品の購入
- 金融機関のATMによる手数料を対価とする入出金サービスや振込サービスの利用
- コインロッカーやコインランドリー等によるサービスの利用

この場合の一定の事項とは、現行では次の記載事項を指します。

【記載事項】

- ① 取引の相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 取引の相手方の住所又は所在地（国税庁長官が指定するもの（国税庁告示）は記載不要）
- ⑥ 特例の対象となる旨

見直しの内容

自動販売機特例が適用される取引について、記載事項のうち⑤（取引の相手方の住所又は所在地）の記載を不要とする見直し案が令和6年度税制改正の大綱で示されました。

すでに出張旅費特例や公共交通機関特例では、国税庁告示により⑤の記載が不要とされていますが、これに自動販売機特例も加わることとなります。

この見直し案は今後、国税庁告示が改正されることで整備されていく予定ですが、運用上、インボイス制度開始（令和5年10月1日）から記載は求めないことが、令和6年度税制改正の大綱の閣議決定日と同日（令和5年12月22日）付で、国税庁から公表*されました。この場合、すでに帳簿に記載があっても何らの対応も不要です。また、今後も記載を継続することについて問題はありません。

なお、帳簿の記載例が上記公表内で示されています。

- 自動販売機で飲料（1本150円）を20本（3,000円）購入した場合、帳簿の記載例

総勘定元帳 (会議費)			(株)〇〇	
XX 年		摘要	借方	貸方
月	日			
2	8	自販機 飲料※	3,000	
⋮	⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象品目

出典：国税庁HP「令和6年度税制改正の大綱について（インボイス関連）」

ここでは記載事項⑤の記載不要の他、①と⑥が「自販機」の記載で問題ない旨もご確認いただけるかと思います。今後の帳簿記載時の参考になさってください。

（※）国税庁「令和6年度税制改正の大綱について（インボイス関連）」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_0023012-213.htm

社長のための財務 売上高営業利益率

ここでは、企業の収益性をみる指標である、売上高営業利益率についてみていきます。

売上高営業利益率

売上高営業利益率は、売上高に占める営業利益の割合をいい、 $\text{営業利益} \div \text{売上高} \times 100 (\%)$ で算出できます。

営業利益とは、売上総利益（売上高－売上原価）から販売費及び一般管理費（以下、販管費）を差し引いたものであり、企業の営業活動の成果を表します。

売上高営業利益率の改善

売上高営業利益率が低い場合、売上高総利益率が低い、あるいは、売上高販管費比率が高いことが考えられます。したがって、これらを改善することで、売上高営業利益率も改善されます。

売上高総利益率

売上高総利益率は、売上高に占める売上総利益の割合をいい、 $\text{売上総利益} \div \text{売上高} \times 100 (\%)$ で算出できます。売上総利益は、売上高から売上原価を差し引いたもので、一般に「粗利」と呼ばれています。

売上高総利益率が低い場合、①商品ごとに販売単価を見直す、②商品ラインナップや販売戦略を見直し、利益率の高い商品の構成割合を高くする、③仕入方法や仕入先の見直しにより仕入価格の引き下げを行う、ことなどで、売上高総利益率を高めることができます。

売上高販管費比率

売上高販管費比率は、売上高に占める販管費の割合をいい、 $\text{販管費} \div \text{売上高} \times 100 (\%)$ で算出できます。

販管費とは、販売費と一般管理費の総称で、販売費は販売に関わる費用、一般管理費は組織の維持運営に関わる費用です。

売上高販管費比率を改善するには、①売上高を上げる、②販管費を下げる、という方法が考えられます。売上高を上げる場合、売上高は「数量×単価」で計算されるため、単価を下げることで販売数量を増やし、売上高を上げる方法や、販売数量は減るものの、単価を上げることなどで売上高を上げるという方法が考えられます。

販管費を下げる場合、費用を単に下げればよいというわけではありません。かけた費用に対して、どれ位の効果があるか、という視点から、費用の中身をチェックする必要があります。

売上高営業利益率の特徴

売上高営業利益率は、業種はもちろん、同じ業種内でも取り扱い商品や製品の違い、販管費の使い方の違いにより大小の差が生じます。したがって、同業他社との比較により、業種内での自社の状況が把握できます※。また、自社の実績を時系列に並べることで、自社の経営状況を把握することができます。自社の数値をチェックしてみてもいいかもしれません。

※同業種のデータについては、日本政策金融公庫が公表している「小企業の経営指標」などをご確認ください。
日本政策金融公庫「小企業の経営指標調査」 https://www.jfc.go.jp/n/findings/shihyou_kekka_m_index.html



3月のお知らせ

事業主の
みなさまへ

令和6年度 保険料率の変更について

健康保険料・介護保険料

埼玉県	現行	令和6年3月分～ (4月納付分)
健康保険料率	9.82%	9.78%
介護保険料率	1.82%	1.6%



◎40歳から64歳までの方は、
健康保険料率に介護保険料率が加わります。

◎変更後の健康保険料率と介護保険料率の
適用は3月分(4月納付分)からです。
(賞与は支給日が3月1日分から適用)

※各都道府県により健康保険料率は異なります。
群馬県は9.81%です。ご注意ください！

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

①令和6年4月～ 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます

	令和5年度	令和6年4月以降	令和8年7月以降
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	常用労働者が43.5人以上の時に1人以上	常用労働者が40.0人以上の時に1人以上	常用労働者が37.5人以上の時に1人以上

②令和6年4月～ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定方法が変わります

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満	令和6年4月以降 10時間以上20時間未満
身体障害者	1	0.5	-
重度の場合	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	-
重度の場合	2	1	0.5
精神障害者	1	特例により当面の間「1」で算定	0.5

③令和6年4月～ 事業主への支援が強化されます(助成金の新設・拡充) ※詳細公表後にお知らせします

④令和7年4月～ 除外率が各除外率設定業種ごとに10ポイント引き下げられます



年に1回は健康診断を。秋は例年混雑するため、**春の受診がお勧めです！！**

4月17日(水)・25日(木) 受診日時指定制
深谷寄居医師会メディカルセンター

詳細はお申込用紙にてご連絡致します！お申込をお待ちしております♪



★3月の営業土曜日は以下のとおりです。

	2日(土)営業(税務)
	9日(土)営業(税務)
	16日(土) 休
	23日(土)営業(税務)
	30日(土)営業(労務)

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>

